

仕 様 書

1 品目・数量等

- (1) 品名 冷暖房機
 (2) 数量 14台
 (3) 機種 下記のいずれかの機種または後継機種とする。(運転リモコン、標準
 装備品、既存品の撤去・処分、取付工事料及び配送料を含む。)

児童館	三菱重工	ダイキン	三菱電機
狩小川児童館	SRK6325S2-W	S635ATAP-W	MSZ-ZXV6325S-W
亀崎児童館	FDKV806HK6S	SZRA80BYV	PKZ-ERMP80SK5
亀崎児童館 (増設分)	FDKV566HK6S	SZRA56BYV	PKZ-ERMP56SL5
倉掛児童館	FDKV636HK6S	SZRA63BYV	PKZ-ERMP63SK5
落合児童館	SRK6325S2-W	S635ATAP-W	MSZ-ZXV6325S-W
三入東児童館	SRK3625T-W	S365ATES-W	MSZ-GV3625-W
可部児童館 (2階集会室)	FDKV806HK6S	SZRA80BYV	PKZ-ERMP80SK5
可部児童館 (2階図書室)	FDKV566HK6S	SZRA56BYV	PKZ-ERMP56SL5
可部児童館 (1階工作室)	SRK2825T2-W	S285ATES-W	MSZ-GV2825-W
可部南児童館	SRK5625T2-W	S565ATEP-W	MSZ-GV5625S-W
亀山児童館 (集会室) 2台	FDTWV636HK6S	SZRG63BYV	PLZ-ERMP63SL5
鈴張児童館	FDKV806HK6S	SZRA80BYV	PKZ-ERMP80SK5
鈴張児童館 (増設分)	FDKV806HK6S	SZRA80BYV	PKZ-ERMP80SK5

2 納入期限

令和8年3月31日(火)

納入については、安佐北区地域起こし推進課及び各児童館と協議、調整を行うこと。

3 納入場所

- (1) 狩小川児童館 (広島市安佐北区上深川町1315-4) 1階静養室 1台
 (2) 亀崎児童館 (広島市安佐北区亀崎四丁目2-2) 2階集会室 計2台
 (3) 倉掛児童館 (広島市安佐北区倉掛一丁目12-1) 2階図書室 1台
 (4) 落合児童館 (広島市安佐北区落合南二丁目13-3) 1階図書室 1台
 (5) 三入東児童館 (広島市安佐北区三入東一丁目10-5) 1階事務室 1台
 (6) 可部児童館 (広島市安佐北区可部四丁目9-2) 2階集会室、2階図書室、

- 1 階工作室 計 3 台
- (7) 可部南児童館 (広島市安佐北区可部南二丁目 11-2) 1 階静養室 1 台
- (8) 亀山児童館 (広島市安佐北区亀山七丁目 4-10) 集会室 計 2 台
- (9) 鈴張児童館 (広島市安佐北区安佐町大字鈴張 1915) 2 階集会室 2 台
- ※各児童館更新及び増設分設置個所については別紙図面のとおり。

4 設置場所

上記 3 のとおり。

設置にあたっては、安佐北区地域起こし推進課及び各児童館と協議、調整を行うこと。

5 (1) 取付方法

- ア 室内機は、既設機器と同様の箇所に専用取付金具等で取付け、強固に固定する。これによりがたい場合は、安佐北区地域起こし推進課と協議の上、運営に支障がない位置に設置すること。また、増設分については別紙図面で指示する位置に設置すること。
- イ 室内機の取付に伴い、一時撤去復旧する天井材は必要最小限とする。
- ウ 室外機は本市の指定する既存の専用架台に、金具を用いて設置する。また、室外機の取付位置が吊仕様の場合、ドレン配管を行うこととする。
- エ 穴貫通は既存のものを使用し、新規に冷媒管を設置する。なお、ドレン管については既存のものを利用すること。
- また、増設分については新規に冷媒管を設置、配管すること。
- オ 室外機の配管等の露出部分は、既存の室外配管カバーを使用する。
- カ 電源配線は、既存の回路を使用する。分電盤内に予備がない場合は新規に回路を増設し、原則として天井隠蔽配線とし、露出部分はモール内配線とする。
- また、今回の冷暖房機を設置した場合、分電盤の容量の不足が生じるときは、使用に際し必要な措置を行うこと。
- キ 運転リモコンを指定する場所に設置する。

(2) その他

- ア 本物品について見積書を提出しようとするものは、必要に応じて現地確認をすること。
- イ 現場において、上記仕様以上に付帯工事が必要な場合は別途協議を行うこととする。
- ウ 設置にあたっては、職員の指示に従い、業務に支障のないように配慮すること。
- エ 既存機器の処分後に、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の写し（E 票の写しまで）を提出すること。家電リサイクル対象製品については、適正に処理すること。
- オ 家電リサイクル費用を含むこと。
- カ 当該業務において、器物等（物品を含む）を棄損した場合、器物等の補償については、施工者の責任において行うものとする。

6 検査

納入業者は、本市が指定する日時・場所に納品・設置を行うとともに、十分な取扱い説明を行ったうえ、本市職員の検査を受けるものとする。

7 保証期間等

保証期間は、本品検査受領後 1 年間とする。ただし、納入業者（又は製造業者）の責めに帰する不良箇所が生じた場合は、保証期間経過後においても、無料で修理または良品との取替を行うものとする。

8 その他

本仕様書に関し疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、直ちに本市担当者と協議のうえ決定するものとする。